

医 衛 第 7 3 7 号
令 和 元 年 5 月 2 1 日

各関係団体代表者 様
各献血推進協議会委員 様
各市町長 様

福井県健康福祉部長
(公 印 省 略)

令和元年度「愛の血液助け合い運動」の実施について

日ごろから、献血運動の推進に格別のご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県内において輸血用血液製剤を安全かつ安定的に供給するため、県民各層に対し献血思想の普及啓発を図るとともに、成分献血および400mL献血に対する理解と協力を求めることが重要となっております。

つきましては、別紙実施要綱に基づきみだしの運動を7月1日から31日までの1か月間実施いたしますので、本運動の趣旨をご理解いただき、本運動の周知および期間中の更なる献血者確保に向けた取り組み等に特段のご配慮をお願いします。

担 当
福井県健康福祉部医薬食品・衛生課
薬務グループ 前川
TEL : 0776-20-0347
FAX : 0776-20-0640

令和元年度福井県「愛の血液助け合い運動」実施要綱

1 目的

福井県の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、献血について県民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 期間

令和元年7月1日から7月31日までの1か月間

3 標語

「さあ行こう 未来をつなぐ 献血へ」

4 実施機関

福井県、日本赤十字社福井県支部、福井県赤十字血液センター

5 実施事項

(1) 街頭キャンペーン

福井市、福井県赤十字奉仕団および福井県学生献血推進連盟の協力を得て、啓発資材の配布等、街頭キャンペーンを実施する。

(2) 広報媒体を用いた啓発

自己の広報機関等を活用するとともに、報道機関の協力を得て、広く本運動の趣旨の徹底を図る。

(3) 市町、学校等へのポスター等啓発物の配布

自らポスターを掲示・配布するとともに、市町、学校等にポスターを配布し、公衆の目につきやすい場所への掲示を依頼し効果的な啓発活動に取り組む。

(4) 献血功労者の表彰

献血運動の実施に功績のあった団体および個人を表彰する。



薬生発0403第5号
平成31年4月3日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

平成31年度「愛の血液助け合い運動」の実施について

献血の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、厚生労働省、都道府県及び日本赤十字社の共同主催により、「愛の血液助け合い運動」を別添実施要綱のとおり実施いたします。

貴都道府県におかれましては、日本赤十字社各都道府県支部と連携し、積極的な活動を展開するとともに、貴管内機関及び関係団体に対しましても、積極的に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課献血推進係 大山
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
電 話：03-3595-2395 (直通)
FAX：03-3507-9064
メール：ooyama-kazuhito@mhlw.go.jp

平成31年度「愛の血液助け合い運動」実施要綱

1 目的

我が国の血液事業を安定的・継続的に維持し、血液製剤の国内自給を確保するため、献血について国民一人一人、特に若年層に理解と協力を求め、献血運動の一層の推進を図ることを目的とする。

2 期間

平成31年7月1日から7月31日までの1か月間

3 標語

「さあ行こう 未来をつなぐ 献血へ」

4 実施機関（予定）

主催 厚生労働省、都道府県、日本赤十字社

後援 文部科学省、日本医師会、日本歯科医師会、
日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本看護協会、
日本病院会、全日本病院協会、全国自治体病院協議会、
日本新聞協会、日本雑誌協会、日本放送協会、
日本民間放送連盟、日本民営鉄道協会、
全国知事会、全国市長会、全国町村会、
日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、
日本製薬団体連合会、日本血液製剤協会、
全日本医薬品登録販売者協会、全国配置薬協会

協賛 健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国社会福祉協議会

5 実施事項

(1) 厚生労働省及び日本赤十字社における実施事項

ア 各種広報手段の活用

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動の実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用する。

イ ポスターの配布等

厚生労働省及び日本赤十字社は、本運動用ポスターその他の印刷物を作成し、各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部等に配布する。

ウ 献血運動推進全国大会の開催

厚生労働省、石川県及び日本赤十字社は、「第 55 回献血運動推進全国大会」を開催する。

(2) 各都道府県等における実施事項

ア 運動計画の策定

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、十分に連携しながら、各都道府県献血推進協議会、管内各市区町村及び各種献血推進団体の協力の下に、それぞれの地域の実情に即した運動計画を策定した上で、本運動を実施する。

イ 各種広報手段の活用

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、本運動の実施に当たり、十分に連携しながら、各種広報手段を十分活用する。

ウ ポスターの掲示等

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、厚生労働省及び日本赤十字社から配布されるポスター等の掲示・配布を行うとともに、企業、学校、病院、駅、各種団体、地域組織等に、これらの配布と公衆の目につきやすい場所への掲示等を依頼するなど、効果的な啓発活動に取り組む。

エ 献血推進大会等の開催

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、本運動期間中、特に関係諸機関、各種団体等の協力を得て献血推進大会、講演会、座談会、献血者の表彰、標語募集、映写会等の催し物を開催し、住民に対する献血の普及啓発に努める。

オ 血液製剤の適正使用の推進

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、管内市区町村及び各都道府県赤十字血液センターと十分に連携しながら、医療機関に対して血液製剤の適正使用の推進を図る。

カ 若年層の献血者対策の推進

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、若年者献血ボランティア組織、青少年の献血ボランティア組織等との組織的な連携を構築し、若年層への献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を図る。

キ 企業等における献血の推進

各都道府県及び日本赤十字社各都道府県支部は、各都道府県献血推進協議会及び各都道府県赤十字血液センターの協力を得て、企業等における献血の推進を図る。

ク 複数回献血の推進

日本赤十字社各都道府県支部は、複数回献血クラブにおいて、情報誌の配布、健康相談の実施等、サービスの提供を行うよう努める。

各都道府県は、当該クラブへの献血者の会員登録に協力する。